

西京区の関係・交流人口を創出する事業に係る企画・運営・PR業務委託 仕様書

1 業 務 名

西京区の関係・交流人口を創出する事業に係る企画・運営・PR業務

2 業務の目的

西京区における人口減少が進んでいるエリアにおいて、地元の方、子育て世帯や西京区外（特に、京阪神にお住まいの方）をターゲットに西京区の魅力を実感する実証実験（以下「イベント」という。）を実施することで、関係・交流人口を創出することを目的とする。

3 業務の内容

(1) イベントの企画・運営・PR業務

ア 実施時期

令和7年11月頃（変更になる可能性があります。）

イ 場所

阪急嵐山駅周辺（詳細は受託後にお伝えします。）

ウ 企画・運営業務

- ・イベントの企画、出店企業・団体等の募集、関係団体（出店者含む。）の調整、当日運営、安全面・衛生面の管理を行う。
- ・イベントの内容は、ターゲットとなる来場者が、西京区の魅力を実感できる内容にすること。また、物販・飲食コーナーのほか、子育て世帯に訴求する催し（ステージ企画、ワークショップ等）を開催するなど、西京区役所と協議のうえ、実施すること。
- ・イベントの運営に当たっては、来場者の負傷に十分配慮し、必要に応じて交通誘導員を配置すること。
- ・会場MAPを作成し、配布するとともに、会場内に設置する。
- ・西京区役所からの配布物がある場合は会場内において配布すること。
- ・西京区役所が調整した企業・団体等について、引き継いだうえ、イベントへ向けて各種調整を行い、イベント当日に運営等を行うこと。
- ・地元が開催するイベントや周辺の文化施設等、本イベントと一緒に開催することで相乗効果が生まれるなどの工夫を凝らすこと。
- ・公共交通機関での来場をすすめること。
- ・会場内に仮設トイレ・ゴミステーションを設置するとともに、イベント終了後、し尿及びゴミの廃棄を行うこと。
- ・必要な電気・水道・その他の設備等は、受託者が用意すること。
- ・イベント当日に、西京区役所と連絡ができる体制を構築するとともに、緊急時には対応すること。
- ・雨天決行とするが、来場者への影響が少ないよう工夫をすること。
- ・上記のほか、業務趣旨に合致する独自企画の提案も可とする。

エ PR業務

以下の内容を制作し、別途西京区役所が指定する箇所へ納品又は配布すること。

- ・ チラシ（A 4、カラー両面印刷、10,000 部）の校正及び印刷
- ・ ポスター（B 2、カラー片面印刷、100 部）の校正及び印刷
- ・ 区役所が指定するデジタル媒体（サイネージ等）のデータ
- ・ 西京区役所が管理する SNS（facebook、Instagram）の投稿記事を作成のうえ、西京区役所を通じてイベントの開始前、期間中、終了後に複数回発信すること。
- ・ 上記のほか、SNS やマスメディア等を活用した独自の広報を提案し、実施すること。

(2) 業務の取りまとめ

業務終了後、収支決算及び実施内容等を含む実績報告書を作成し、提出すること。

(3) その他

ア 受託者は、本業務の実施にあたり、西京区役所等と連携を密にし、業務内容に疑義が生じた場合は、速やかに西京区役所へ報告し、協議を行うこと。

イ 原則として、本業務に必要な備品・物品等は受託者が用意すること。

ウ 契約後、速やかにスケジュール等の詳細について協議すると共に、進捗管理表を提出すること。

エ 本業務を受託するに際し、受託者が主体となって業務の進捗等を管理すると共に、西京区役所に対して、適宜、報告・協議を行うこと。

オ 西京区役所が調整（又は指定）した企業・団体等について、引き継いだうえ、イベントに向けて調整し、運営すること。

カ イベントにおいて制作した成果物は、西京区役所が求めた形式・方法でデータ納品をすること。

キ 受託者は、西京区役所と協議のうえ、委託料以外に出店料等の収入、協賛、寄付等により収入の確保をはかり、その収入により、本業務を充実させること。

ク イベントに際し、関係する各種法令（道路法、火災予防条例、食品衛生法等）に関係する調整・届出等について、一切の手続きを受託者が行うこと。

ケ 各種保険などについては、イベントの内容に応じて、受託者が委託者の名義において加入すること。

コ イベント実施に係る音量や混雑など、周辺住民に配慮するとともに、対応にあたること。

サ イベント終了後は、速やかに現状復帰すること。

4 提出書類

受託者は、本業務完了後に以下のものを 1 部西京区役所に提出し、データでも納品すること。

- (1) 実績報告書（収支決算書を含む。）
- (2) その他西京区役所が求める資料

5 留意事項

(1) 協議事項

本仕様書に明示されていない事項について、業務上必要と認められることは、西京区役所と受託者との協議を行い決定する。

(2) 個人情報の取扱い

受託者は、本業務の処理をするうえで知り得た個人情報及び秘密を本業務の目的以外に使用し、または第三者に提供してはならない。また、本業務が完了した後においても、同様とする。

(3) 損害賠償

本業務の実施に伴い第三者に与えた損害は、本市の責に帰すべきものを除き、全て受託者の責任において処理することとする。

(4) 著作権

本業務を通じて著作権や特許権等の知的財産権が発生した場合、その権利は全て西京区役所に帰属するものとする。